

第13話 最後のあいさつ

小野町地域おこし協力隊 宍戸 開

どうも！宍戸開です。協力隊の卒隊まで残すところあと2ヵ月となりました。来年の1月14日で協力隊としての任期が終了します。そのため今回が、私の書く広報おのまち最後の記事になります。今まで13話、お付き合いいただきありがとうございます！

さて東京から小野町へ越してきて約3年間、直売所での活動、自分の畑を耕したり、6次産業化について学んだり。ポケモンGOの対戦大会を開催したり、つどっておのまちでイベントやワークショップを開いたり。小野高校と協働し高校生がまちなかでカフェを運営する「結カフェ」を企画したり、高校の地域連携授業での講師をコーディネートしたり…。今まで地域のことなど考えたことがなかった私ですが、地域について真剣に考えて、必要なことを学び、アクションして、結果に一喜一憂しながらさまざまなアプローチをしてきました。

私が協力隊としてやってきたのは、自ら地域の課題を発見し、その課題を解決するためのプロセスを体験しながらスキルを習得していく、思考を深めていく、という地域についての探究活動だったのかなと思います。

本来、探究に答えはありませんが、現時点で私は、社会が急速に変化していく予測不能な「VUCA(ブーカ)の時代」において、持続可能な地域づくりには、時代の変化に柔軟に対応し、かつ主体的に生きていく“人づくり”が必要だ、という考えに至りました。



宍戸隊員

価値の創造は人によってのみなされます。「そこに住む人」＝「地域の価値」です。地域できちんと人材を育て、地域で循環させていく取り組み(仕組み)が地方にとって重要であり、今後、必ず大きなニーズになると確信しています。

このような考えから、協力隊の任期終了後は、地方の人材育成・教育に関わる仕事をしたいと思っています。

12月には小野高校と一緒に取り組んでいる2回目の「結カフェ」も開催予定です！

活動を通じて壁に当たることもありましたが、多くのことを考え、学ばせていただく機会になりました。この経験を、今後も生かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、町の皆さんのさらなるご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。今まで、本当にありがとうございました！

家屋に関する手続きについて

固定資産税は毎年1月1日の課税基準日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が課税されます。

家屋などの新築や増築については、登記を行わない場合でも、課税の対象となり調査が必要になりますので、引渡し完了しましたら税務課までご連絡をお願いします。

相続などにより未登記の家屋の所有者が変更になった場合は「固定資産に係る申出書」により所有者の変更をお願いします。

また取り壊した家屋について滅失の登記を行わない場合や未登記の家屋であった場合には「家屋取壊届出書」の提出が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いします。

☎ 税務課 ☎ 72-6932